

解雇理由証明書

令和 8 年 8 月 10 日

田中 一郎 殿

貴殿より請求のあった解雇理由について、労働基準法第 22 条 2 項に基づき下記のとおり証明します。

解雇予告日	令和 8 年 8 月 1 日
解雇年月日（予定）	令和 8 年 8 月 31 日
解雇の種類	☒ 普通解雇 ☐ 懲戒解雇 ☐ 整理解雇
就業規則上の根拠条文	就業規則第 34 条第 1 項第 2 号（能力不足・勤務成績不良）
解雇の具体的理由	令和 7 年 4 月の入社以降、再三の注意指導にもかかわらず業務遂行能力の改善が見られず、就業規則第 34 条第 1 項第 2 号に定める普通解雇事由（勤務成績が著しく不良で、就業に適さないと認められるとき）に該当すると判断したため。

※ 労働基準法第 22 条 3 項により、労働者が請求しない事項はこの証明書に記入していません。

株式会社サンプル商事 代表取締役 鈴木 一郎

印